

## 新たな地域内経済循環事業 概要

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、低迷している村内の経済消費を喚起するとともに、村民による地域内での新たな消費を促進することで、村内での新たな地域内経済循環を創出することを目的として、明日香応援券を村内全世帯に配布します。

### 2. 使用期間

令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)

### 3. 配布対象

令和2年10月31日現在で明日香村の住民基本台帳に記載されている世帯主  
(約2,200世帯)

### 4. 配布額面

一世帯あたり **5,000 円** (共通券：1,000 円×2枚綴り、専用券500 円×6枚綴り)

### 5. 配布方法

世帯主あてに明日香応援券を郵送します。なお、明日香応援券は再発行できませんので紛失等にご注意ください。

### 6. 使用方法等

登録している店舗等で、1回の利用につき、お一人様1枚限りまで使用いただけます。また、お一人様あたり500円以上の利用時のみ使用いただけます。(釣り銭はできません。) **応援券は、ご使用時まで切り離さないでください。**

### 7. 使用できる店舗等

明日香応援券は、登録している村内の店舗等で使用できますので、明日香村ホームページ(11月上旬から順次掲載予定)または、広報あすか12月号でご確認ください。

**※共通券：フランチャイズ・チェーン店を含む全ての登録店舗で使用可能です。**

**※専用券：フランチャイズ・チェーン店を除く登録店舗で使用可能です。**

### 8. 使用条件

明日香応援券が使用できない商品等については、以下のとおりです。

- ① 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ

- ④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ 応援券の交換または売買

## 9. 使用に係る留意事項

- ① 同一世帯を除く第三者への譲渡、転売、換金は禁止します。
- ② 1回のご利用につき、お一人様1枚まで使用いただけます。
- ③ 登録店舗においてお一人様あたり500円以上（共通券の場合は1,000円以上）の購入・利用時に限り、使用いただけます。
- ④ 購入・利用後の返品はできません。
- ⑤ 釣り銭は発生いたしません。
- ⑥ 応援券の盗難・紛失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。
- ⑦ **使用時には、応援券の裏面に世帯主の署名をお願いします。応援券は、同一世帯の方が使用できます。**
- ⑧ 配布対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、配布済みの応援券を返還、又は応援券を使用した金額の返還をしていただきます。

## 10. 取扱い店舗等の登録について

明日香応援券は、村が登録した村内の店舗等でしか取り扱いができませんので、明日香応援券の取り扱いを希望する事業者の方は、「明日香応援券取扱・特定事業者登録申請書」を提出してください。登録した事業者には登録証明書を交付します。

【登録受付窓口】 明日香村商工会

【登録申請の期限】 随時受付

※フランチャイズ・チェーン店は「共通券」のみの取扱いとなります。

※令和2年10月24日(土)以降の登録については、告知用チラシ等に掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

## 11. 事業の周知・広報について

以下の方法で事業の周知・広報を実施します。

- ◇ 告知用チラシ（明日香応援券を全世帯に郵送時に同封。その他、役場等村内各所に掲出。）
- ◇ 村広報紙（広報あすか12月号・2月号にて掲載予定。）
- ◇ 明日香村ホームページおよび明日香村商工会ホームページ
- ◇ 取扱い店舗ステッカー（告知用チラシと共に店内・事業所内にて掲出のご協力をお願いします。）

## 12. 明日香応援券の換金方法について

店舗等で使用された応援券の換金は以下のとおり行います。

- ① 応援券提出場所：明日香村商工会（高市郡明日香村島庄5番地 TEL：0744-54-2068）
- ② 提出受付時間：10：00～16：00（土日を除く）
- ③ 応援券提出方法：毎月末締めでその月に回収した応援券を、翌月8日までに上記提出場所に提出をお願いします。（※「共通券」・「専用券」それぞれの枚数が確認できるように、「共通券」の束・「専用券」の束に分けてお持ちいただくようご協力をお願いします。）  
合計金額を確認した上で「明日香応援券受領書」を発行します。その際、請求時に必要とする印鑑、及び郵送しております特定事業者登録証明書を持参してください。受領書は役場より届出口座へ振込が完了するまでお手元にて保管してください。
- ④ 応援券換金のスケジュール

	応援券提出受付期間	届出口座への入金日
12月末締め分	1月5日（火）～8日（金）	1月25日（月）
1月末締め分	2月1日（月）～8日（月）	2月25日（木）
2月末締め分	3月1日（月）～8日（月）	3月25日（木）

## 13. 明日香応援券使用による抽選について

明日香応援券を使用した方の中から抽選で20名の方に、明日香村特産品セットをプレゼントします。（応援券裏面に署名の上、応援券を使用いただきますと、自動的に抽選に応募されます。）

- ・3月中旬：使用済み応援券の中から役場にて抽選
- ・3月下旬：当選者へ役場より賞品発送

※当選は1名あたり1回までで、署名のない応援券は無効となりますのでご了承ください。

## 14. 明日香応援券の利用にあたってのお願い

コロナウイルス感染症対策のため、大人数での利用や混雑時の利用を避け、「3密（密集・密閉・密接）」にならないように、引き続きのご協力をお願いします。

### 【明日香応援券に関する問合せ先】

#### (1) 事業全般に関すること

明日香村役場産業づくり課（米川・上内）

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

TEL 0744-54-2001（代） Fax 0744-54-2440

#### (2) 取扱い店舗等に関すること

明日香村商工会

〒634-0112 奈良県高市郡明日香村大字島庄5番地

TEL 0744-54-2068 Fax 0744-54-4570 E-mail : asuka@kcn.jp